

平成26年度第2回陸前高田市都市計画審議会

議 案 書

目 次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 議案1 都市計画道路3・4・5号町森の前線の変更について・・・ p 5
(説明資料p 5、法定図書p 6～p 9)
- 議案2 都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域の変更
について・・・・・・・・・・・・・・・・ p 10
(説明資料p 10・p 11、法定図書p 12～p 15)
- 議案3 都市計画陸前高田地区被災市街地復興推進地域の変更について
・・・・・・・・・・・・・・・・ p 16
(説明資料p 16・p 17、法定図書p 18～p 21)

■はじめに

本市では、東日本大震災で甚大な被害を受けたまちの復興を目指し、新しいまちづくりを進めるための取組を行っています。

高田地区と今泉地区の土地区画整理事業については、本年2月に県の事業認可を受け、本年7月から9月にかけて換地意向確認調査を実施し、宅地の早期完成に向けて事業を進めています。

今後、より一層効率的な整備ができるよう、土地利用計画に合わせ、また、姉齒橋について事業内容を精査した結果を受け、この度、都市計画道路等の都市計画を変更するものです。

<変更する都市計画>

- 1 都市計画道路 3・4・5 号町森の前線
- 2 都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 3 都市計画陸前高田地区被災市街地復興推進地域

【参 考】岩手県都市計画審議会（平成26年12月15日招集）に付議した案件
都市計画道路 3・4・3 号大石沖脇の沢線及び 3・6・4 号三本松相川線の変更

■これまでの経緯

<都市計画道路>

平成24年12月	国道340号（三本松相川線）、高田南幹線（大石沖脇の沢線）の都市計画変更【県決定】
	今泉高田連絡線（町森の前線）の都市計画変更【市決定】
平成25年 2月	国道45号（田の浜松峰線）、国道340号（三本松相川線）の都市計画変更【県決定】
	シンボルロード（裏田中和野線）、高田北幹線（中和野西和野線）の都市計画決定【市決定】
平成26年 3月	高田北幹線（西和野山苗代線）の都市計画変更【市決定】

<土地区画整理事業>

平成24年 2月	土地区画整理事業（先行地区）の都市計画決定
9月	土地区画整理事業（先行地区）の事業認可
平成25年 2月	土地区画整理事業（全体地区）の都市計画変更
10月	土地区画整理事業（高田地区高台部）の事業認可
11月	土地区画整理事業（全体地区）の都市計画変更
平成26年 2月	土地区画整理事業（全体地区）の事業認可

<被災市街地復興推進地域>

平成24年 2月	被災市街地復興推進地域の都市計画決定
平成25年 2月	被災市街地復興推進地域の都市計画変更
11月	被災市街地復興推進地域の都市計画変更

都市計画変更箇所図

3・6・4号三本松相川線（国道340号）【県決定】

3・4・3号大石沖脇の沢線（高田南幹線）【県決定】

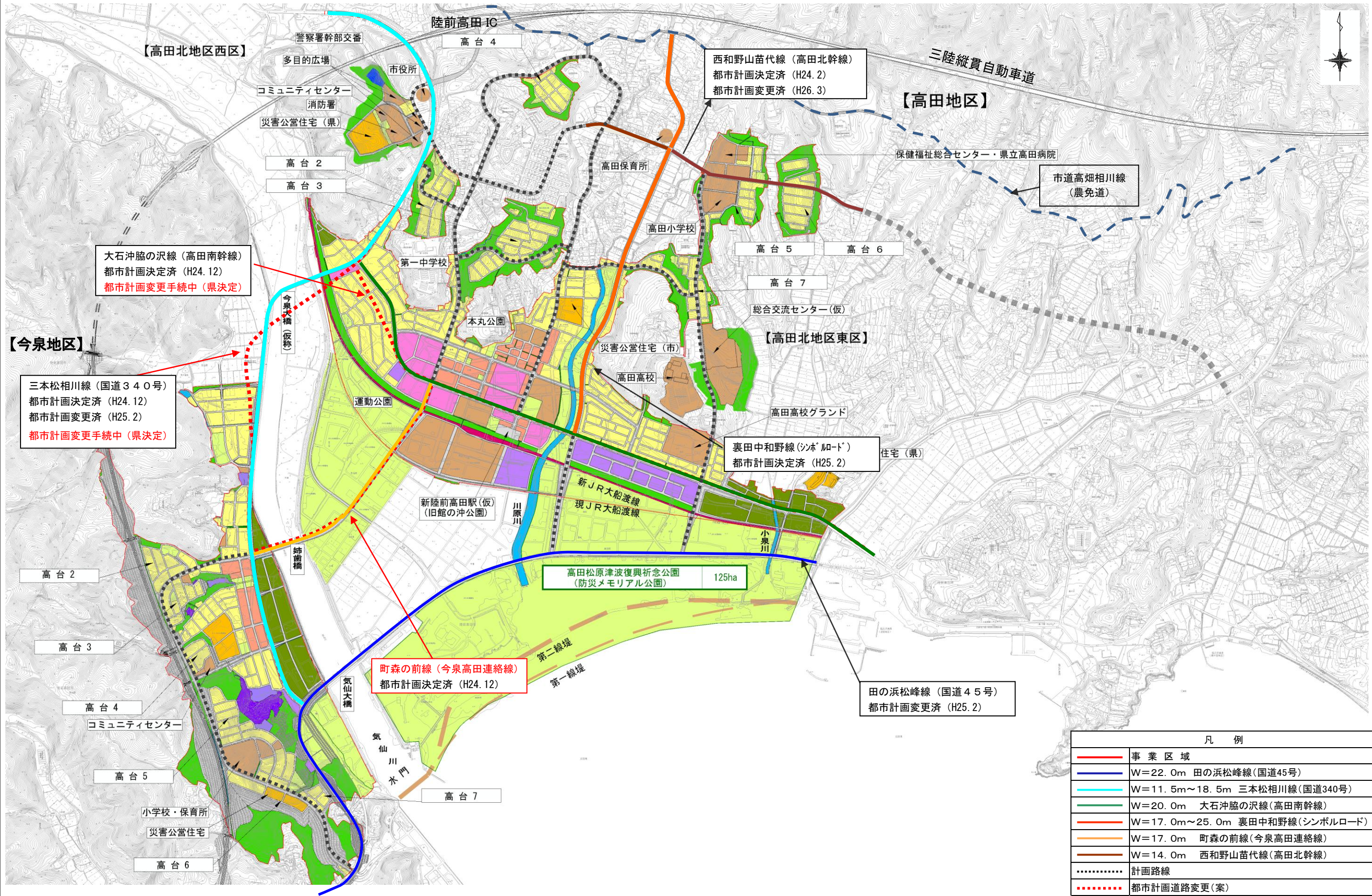
3・4・5号町森の前線（今泉高田連絡線）

今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業

陸前高田地区被災市街地復興推進地域

変更前
変更後

都市計画道路ネットワーク図



凡 例	
——	事業区域
——	W=22.0m 田の浜松峰線(国道45号)
——	W=11.5m~18.5m 三本松相川線(国道340号)
——	W=20.0m 大石沖脇の沢線(高田南幹線)
——	W=17.0m~25.0m 裏田中和野線(シンボルロード)
——	W=17.0m 町森の前線(今泉高田連絡線)
——	W=14.0m 西和野山苗代線(高田北幹線)
.....	計画路線
.....	都市計画道路変更(案)

1 都市計画道路3・4・5号町森の前線の変更について

(1) 変更の目的

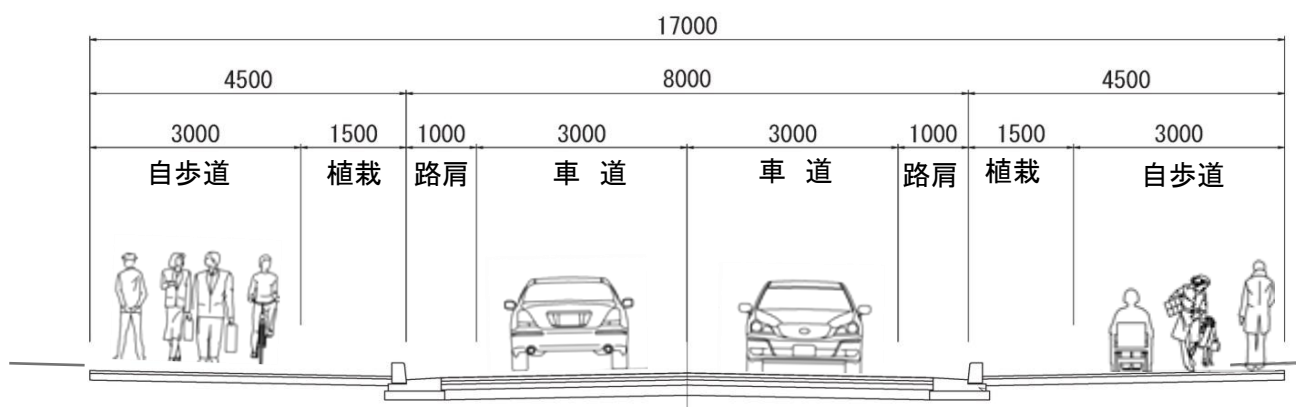
起点となる姉齒橋について、当初は、災害復旧の早期完了を目的に被災前の位置からやや南側に架け替える計画としていました。

その後、姉齒橋の設計を精査した結果、原位置で災害復旧工事を行っても復旧に大きな遅れが生じないことが明らかになったことから、都市計画を変更するものです。

(2) 変更の内容

名 称		位 置		区 域	
番 号	路線名	起 点	終 点	延 長	
				変更前	変更後
3・4・5号	町森の前線	気仙町 字町	高田町 字森の前	約 1,190m	約 1,160m

○道路標準断面図（変更なし）



陸前高田都市計画道路の変更（陸前高田市決定）

陸前高田都市計画道路中 3・4・5 号町森の前線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・5	町森の前線	気仙町字町	高田町字森の前	気仙町字中堰	約 1,160m	地表式	2 車線	17m	J R 大船渡線と立体交差 幹線街路と平面交差 2 箇所	

区域及び構造は、計画図表示のとおり。

理 由

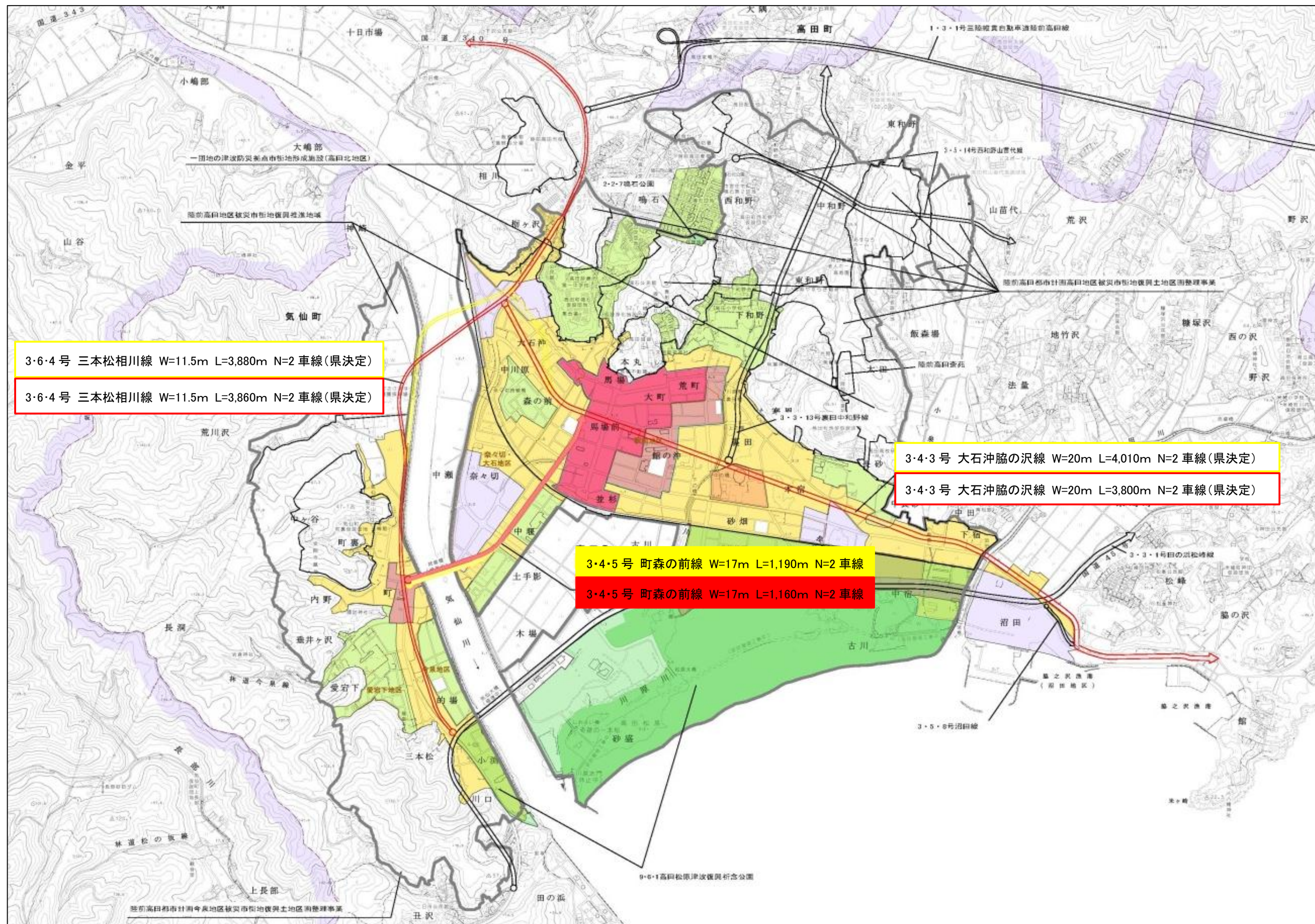
東日本大震災津波の被害からの早期復興を図るため、本案のように変更するものである。

理由書

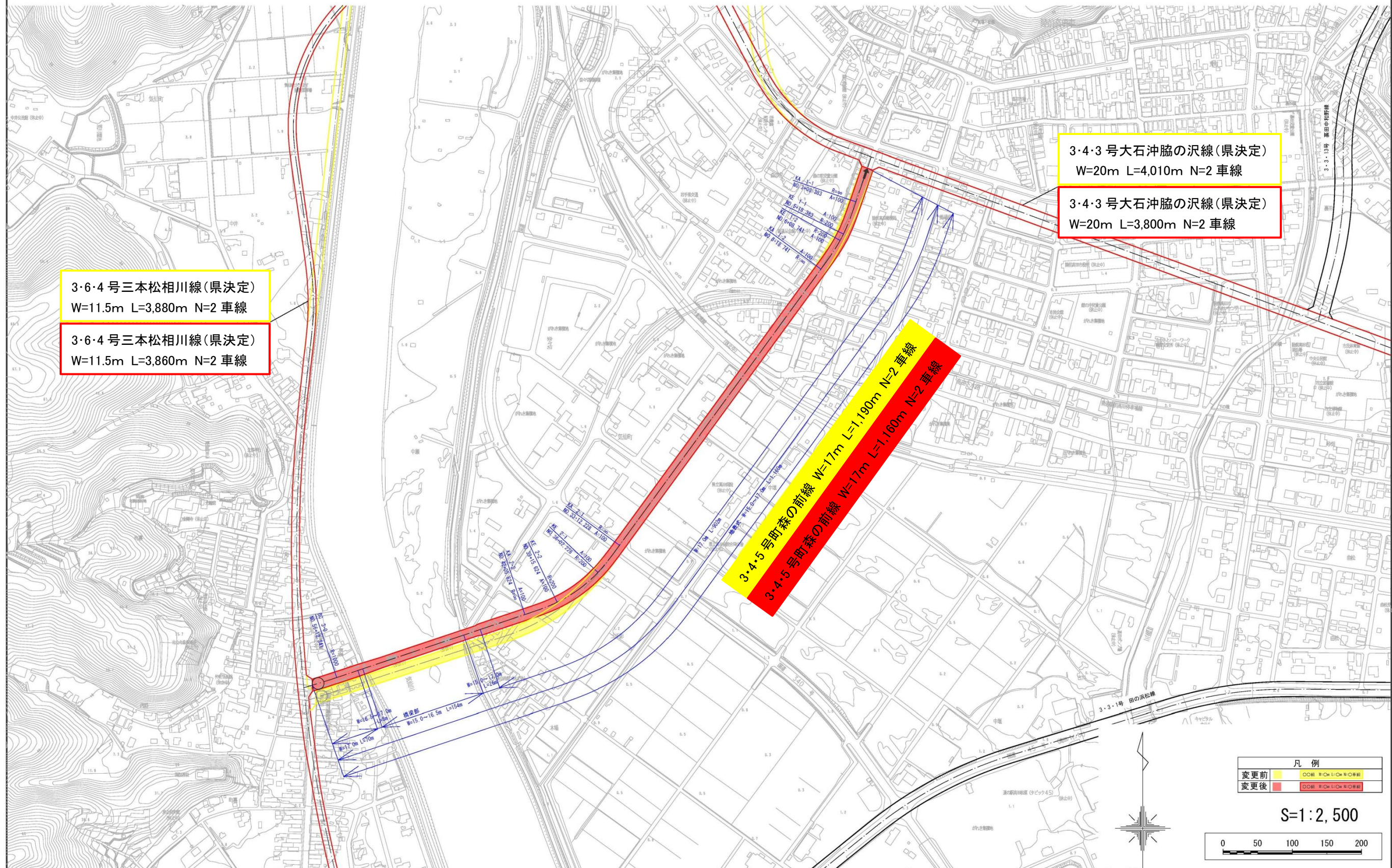
陸前高田市の市街地は、平成23年3月11日の東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けており、同市では陸前高田市震災復興計画に基づき、復興まちづくりに取り組んでいるところである。

陸前高田都市計画道路3・4・5号町森の前線は、陸前高田市の中心市街地である高田地区と今泉地区を結ぶ幹線道路である。本路線の起点である今泉地区及び終点である高田地区では、被災者の早期の生活再建及び陸前高田市の中心市街地の復興再生を目指して、土地区画整理事業により、市民の安全と利便性に配慮し、地域の特性を活かした快適で魅力ある市街地の形成が計画されている。

当初の計画では、起点付近に位置する姉齒橋の災害復旧工事の早期完了を目的として、被災前より南側の位置に架設することとしたところであるが、その後、姉齒橋の設計を精査した結果、新橋の架設と既設橋の撤去を同時に進めることで、工事の効率化が図られることとなったため、姉齒橋の位置を概ね被災前の位置とするとともに、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業及び今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の土地利用計画が見直されたことから、これに合わせて本路線の線形を変更するものである。



計 画 図 S=1/2, 500



2. 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域の変更について

(1) 変更の目的

今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業については、本年2月に全体地区の事業認可を受け、事業を進めているところです。

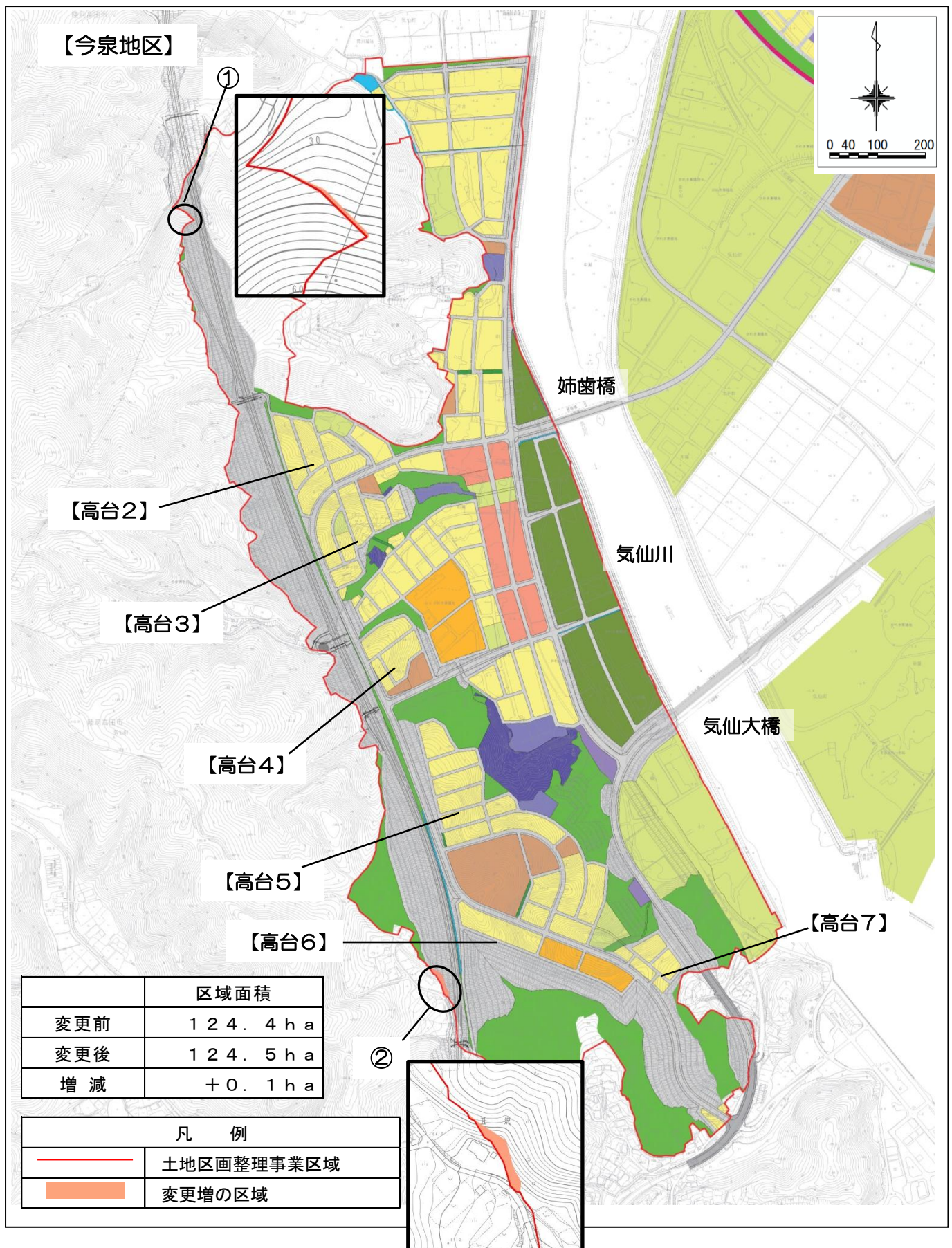
今回、三陸沿岸道路の設計変更に伴い、造成範囲の変更が必要となったことから、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域を一部変更しようとするものです。

(2) 変更の内容

地区名	区 分	番 号	変更内容
今泉地区 (三陸沿岸道路沿い)	拡大	① ②	土地区画整理事業の区域を 西側に拡大

	変更前	変更後	増 減
区域面積	124.4ha	124.5ha	+0.1ha

今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域の変更（案）



計画書

陸前高田都市計画の変更（陸前高田市決定）

陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		今泉地区被災市街地復興土地地区画整理事業				
施行区域		計画図表示のとおり。				
施行区域の面積		約 1 2 4 . 5 ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	別途都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・3・1号田の浜松峰線	22.0m	約 710m	
			3・6・4号三本松相川線	11.5m	約 1,520m	
			3・4・5号町森の前線	17.0m	約 80m	
	津波災害等に対する安全性と市街地の利便性を高めるため、内陸部への避難路にもなる三本松相川線や高田地区との連絡を図るための町森の前線を整備するとともに、市街地形成に資する道路や高台地域への避難道路を適切に配置し、健全かつ機能的な市街地の形成を図る。 また、区画道路を土地利用や街区構成等を考慮しつつ、適正に配置する。					
	公 園 及 び緑地	種 別	名 称		これについては、別途都市計画において定めるとおりとする。	
		広域公園	9・6・1 高田松原津波復興祈念公園			
公園及び緑地については、住民の憩いやレクリエーション、災害時の避難に資する空間として周辺環境や景観に配慮し、適宜配置する。						
宅地の整備		1 土地利用について 被災者の速やかな生活再建のため、津波災害等の危険性のない高台地域に住宅を中心に宅地の整備を図る。併せて山側の低地部をかさ上げすることにより、安全かつ災害発生時の円滑な避難も可能な市街地を形成し、住宅や商業、業務、公益施設等の土地利用を図る。また、かさ上げを行わない低地部については、適切な土地利用計画の誘導を図る。 2 街区の規模について 住宅地は被災した住宅等の規模も勘案するとともに、被災前の規模や立地需要等も考慮し、適切な街区規模を設定する。 3 宅地の整備について 本事業においては、学校等の公益施設や宅地の整備を図る。				

理由

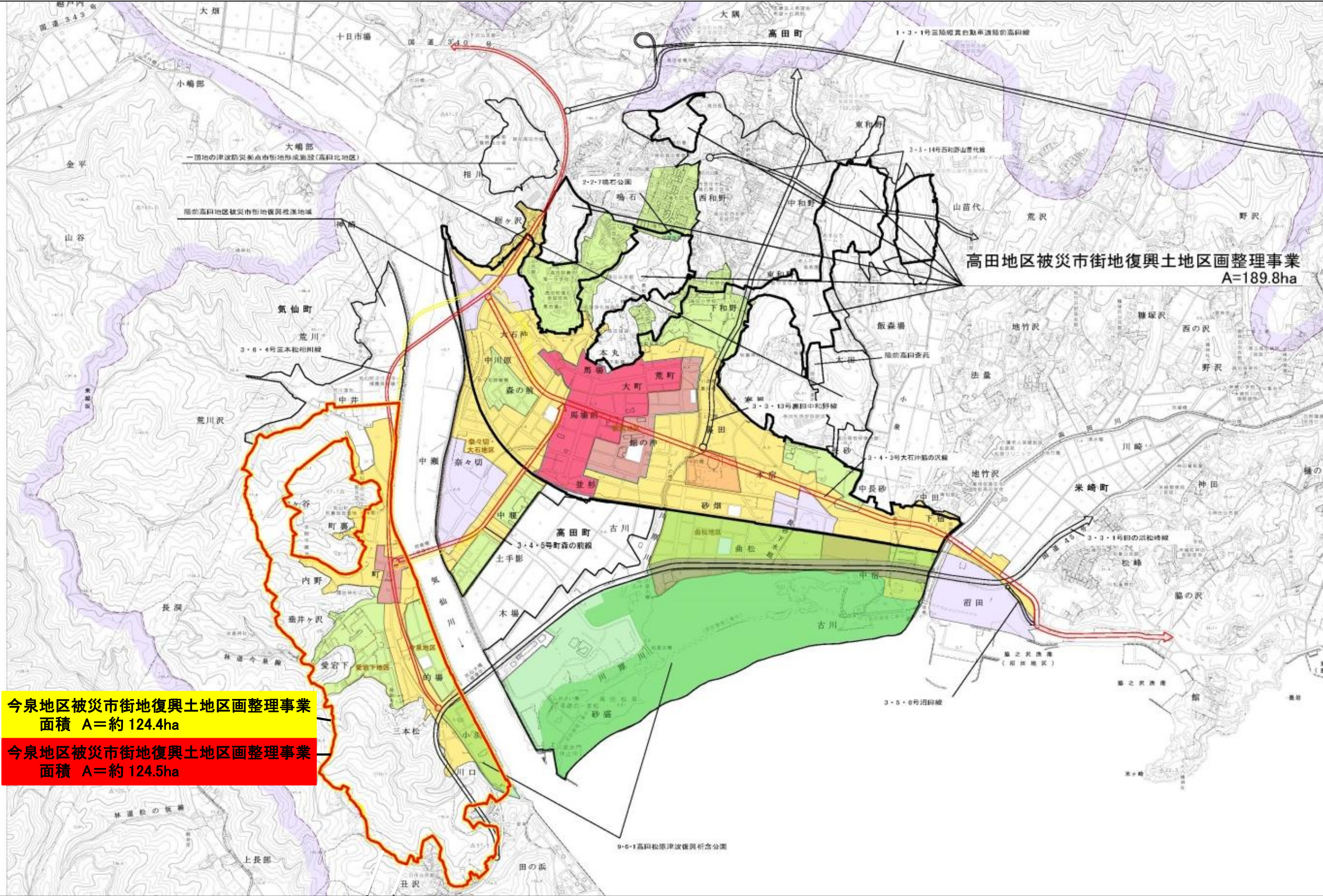
三陸沿岸道路の設計変更に伴い、本事業の施行に必要な区域を確保するため、本案のとおり変更するものである。

理 由 書

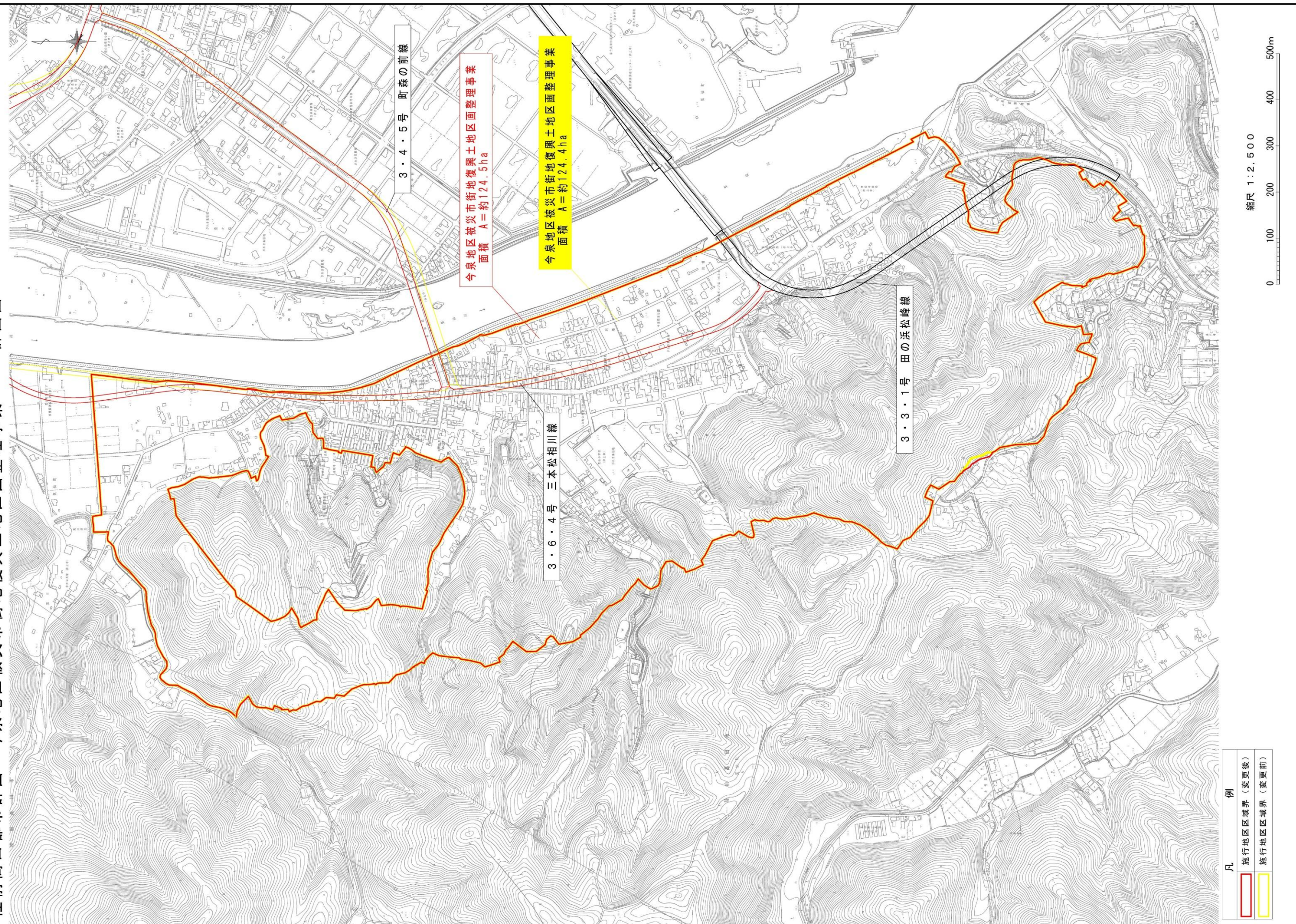
陸前高田市の市街地は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けており、陸前高田市震災復興計画に基づき、復興まちづくりに取り組んでいる。

今泉地区においては、被災市街地復興土地区画整理事業の実施による地区全体の復興まちづくりを推進すべく、平成25年11月26日に都市計画変更し、施行区域の面積を124.4ヘクタールに拡大したところである。

その後、三陸沿岸道路の設計変更に伴う地区界部の造成計画の精査の結果、造成の範囲の変更が必要になったことから、三陸沿岸道路に接する字荒川沢及び字丑沢の区域を拡大する変更を行うものである。



陸前高田市計画 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業 計画図



3. 陸前高田地区被災市街地復興推進地域の変更について

(1) 変更の目的

被災市街地復興土地区画整理事業は被災市街地復興推進地域の区域内で行う必要があることから、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域の変更に合わせて、陸前高田地区被災市街地復興推進地域を変更するものです。

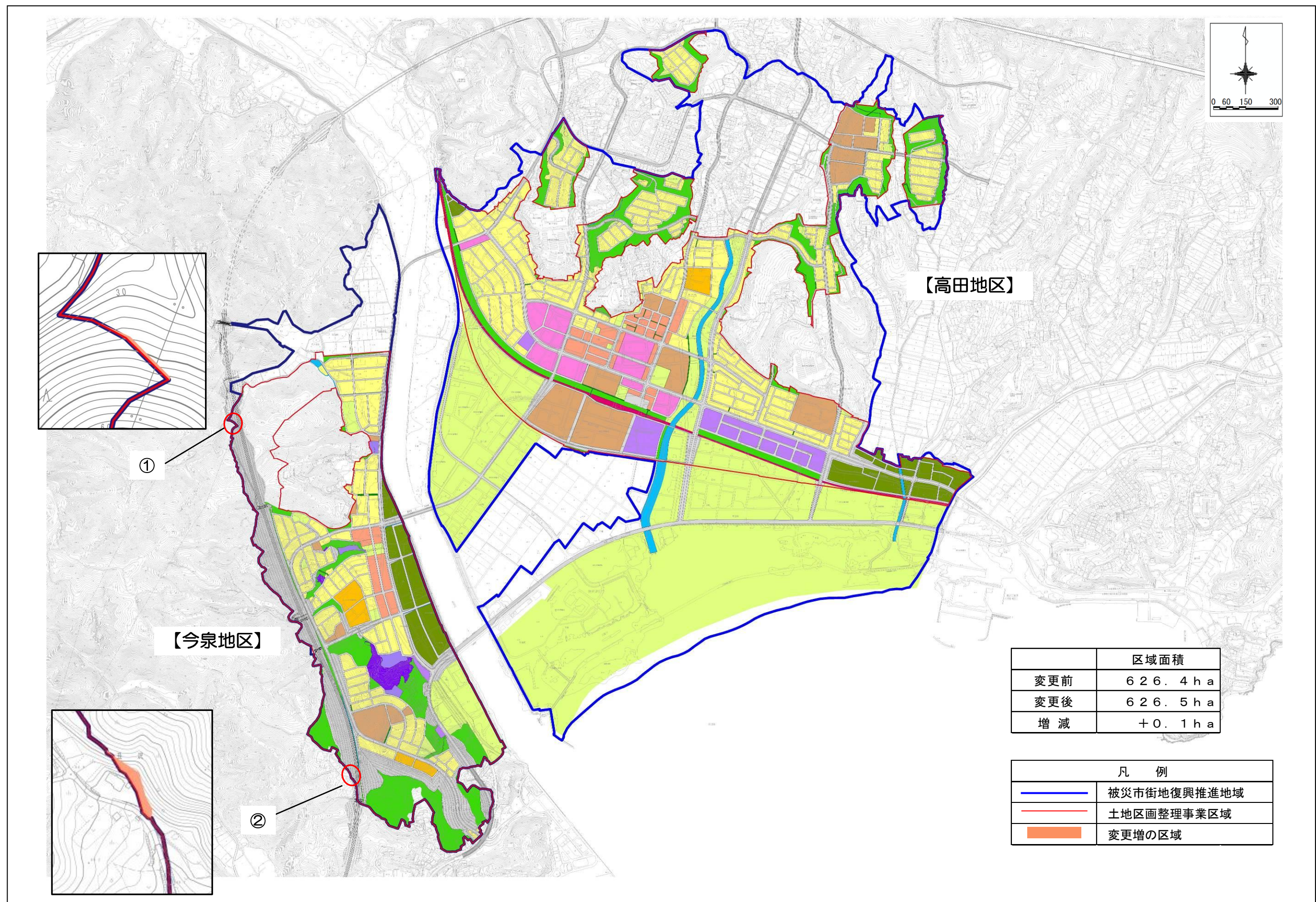
(2) 変更の内容

地区名	区 分	番 号	変更内容
今泉地区 (三陸沿岸道路沿い)	拡大	① ②	西側の区域を拡大

	変更前	変更後	増 減
区域面積	626.4ha	626.5ha	+0.1ha

※ 被災市街地復興推進地域は、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域と今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域とを合わせて一つの地域として定めています。

陸前高田地区被災市街地復興推進地域の変更（案）



計画書

陸前高田都市計画被災市街地復興推進地域の変更(陸前高田市決定)

陸前高田都市計画陸前高田地区被災市街地復興推進地域を次のように変更する。

名 称	陸前高田地区被災市街地復興推進地域
位 置	陸前高田市高田町字洞の沢、字大石沖、字曲松、字下和野、字砂畑、字裏田、字長砂、字大石、字川原、字寒風、字森の前、字荒町、字本宿、字馬場前、字大町、字中宿、字並杉、字馬場、字館の沖及び字本丸並びに字中川原、字古川、字中田、字栃ヶ沢、字西和野、字中長砂、字鳴石、字中和野、字東和野、字太田、字山苗代、字下宿及び字大隅の各一部 陸前高田市気仙町字三本松、字町及び字的場並びに字神崎、字奈々切、字荒川、字中堰、字田の浜、字荒川沢、字砂盛、字丑沢、字中井、字木場、字中ヶ谷、字土手影、字川口、字内野、字垂井ヶ沢、字町裏、字愛宕下、字中瀬及び字小淵の各一部 陸前高田市米崎町字沼田及び字地竹沢の各一部
区 域	計画図表示のとおり。
区域の面積	約 6 2 6 . 5 ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	当地区では、津波被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業等による建築物又は建築敷地の整備及びこれらと併せた基盤施設等の整備により、市街地の安全な場所への移転、被災地の地盤のかさ上げ、これらと併せた道路網の構築等を行い、安全な市街地の形成を図る。
被災市街地復興特別措置法第 7 条の規定による制限が行われる期間の満了の日	平成 2 5 年 3 月 1 0 日

理由

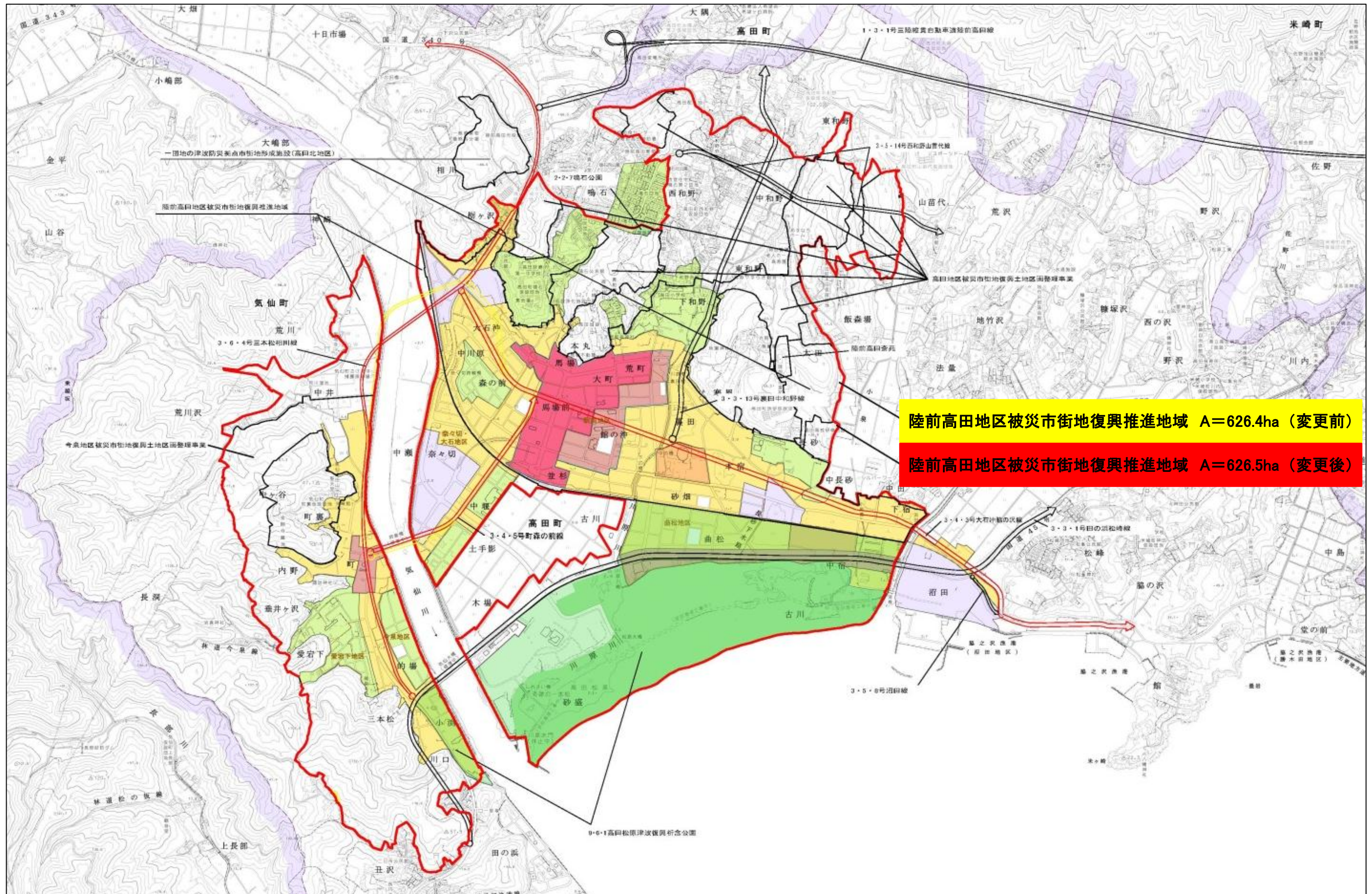
本地域は東日本大震災により地域内の建物の大部分が壊滅的な被害を受けるとともに、地盤沈下による冠水被害も発生しており、早期の復興が必要であることから、復興に当たり土地区画整理事業を実施するため、その区域に合わせて区域を変更するものである。

理由書

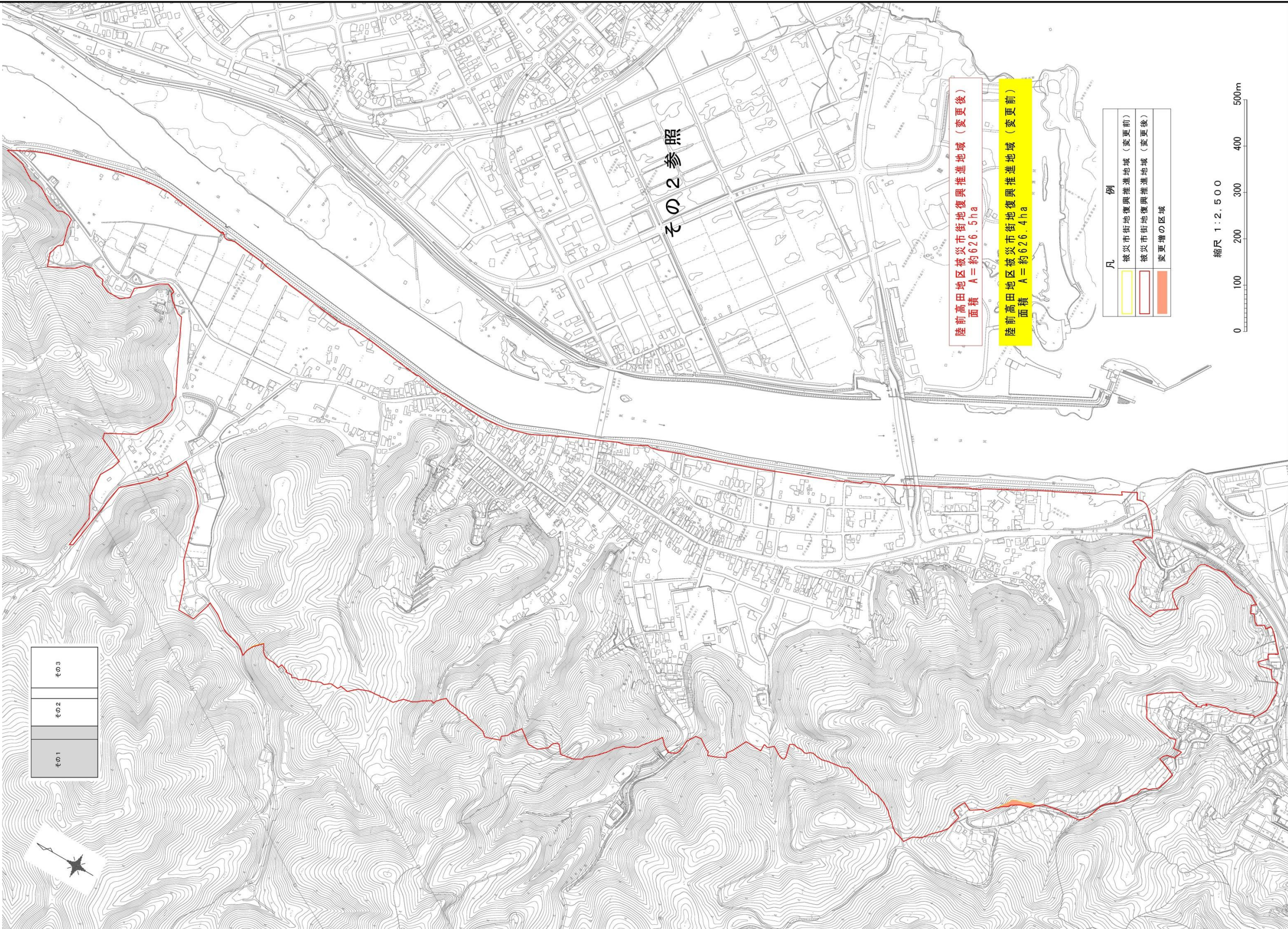
陸前高田市の市街地は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けており、陸前高田市震災復興計画に基づき、復興まちづくりに取り組んでいるところである。

陸前高田地区被災市街地復興推進地域については、津波によりほとんどの建築物が滅失し、不良な街区の環境が形成されるおそれがあり、土地区画整理事業等を実施する必要がある高田地区及び今泉地区の津波浸水区域を中心とする約 626.4 ヘクタールを平成 25 年 11 月 26 日に都市計画決定を行ったところである。

その後、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域の変更に合わせ、本被災市街地復興推進地域の変更を行うものである。



陸前高田都市計画 陸前高田地区被災市街地復興推進地域（その1）



※計画図（その2）及び（その3）は、変更がないため、省略